

《 初任給について 》

初任給は、事務、技術は行政職給料表の3級に格付けられ、民間企業等での職務経験年数に応じ、一定の基準に基づいて決定します。

以下は、モデルケースとして、大学卒業後、本市採用まで民間企業で継続して正社員として就業していた場合の初任給になりますので、参考としてご覧ください。

なお、最終合格された方については、面接カード等の情報をもとに初任給を試算することができますので、具体的な額をお知りになりたい場合は、最終合格発表後に担当部署（市人事課）へお問い合わせください。

(令和5年4月1日現在)

採用時の年齢	職務経験年数	初任給（地域手当を含む。）
30歳	8年	27万円程度
35歳	13年	30万円程度
40歳	18年	33万円程度
45歳	23年	37万円程度
50歳	28年	40万円程度
55歳	33年	42万円程度

※ このほかに通勤・扶養・住居・時間外勤務・期末・勤勉手当を、それぞれの支給要件に応じて支給します。

※ 採用に伴う転居にかかる旅費や単身赴任手当は支給しません。

新規学卒者等を対象とした上級試験の合格者は、事務職の場合は主事（2級）、技術職の場合は技師（2級）として採用しますが、民間企業等での職務経験がある人を対象としたこの試験の合格者は、年齢や経歴にかかわらず、「主任級（3級）」として採用します（事務職は主任主事、技術職は主任技師）。

《昇任モデル》

